

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 労働WG（第18回）	資料 3－1
令和7年7月16日	

(厚生労働省6(Ⅳ－3－2))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標Ⅳ－3－2) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、 ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること						
施策の概要	【中小企業退職金共済制度に係る事業について】 ○ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及促進等のために所要の事業を行うもの。 ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が委嘱した普及推進員等の訪問活動等により、個別事業主に対する加入を促進している。						
	【勤労者財産形成促進制度に係る事業について】 ○ 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。 ○ 勤労者退職金共済機構と連携した雑誌での制度紹介や住宅ローン利用検討者向けセミナーへの参加、厚労省広報ツールの活用等により、財形貯蓄及び財形持家融資制度の普及・活用促進を実施している。						
施策を取り巻く現状	○ 退職金制度がある企業割合は74.9%だが、企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 90.1%である一方、「30～99人」は 70.1%となっている。 ○ 中小企業退職金共済制度の被共済者数は令和5年度までは加入者数が脱退者数を上回っていたが、令和6年度は脱退者数が加入者数を上回っている。 【加入者数】令和2年度：367,510人、令和3年度：378,094人、令和4年度：363,018人、令和5年度：360,877人、令和6年度：354,647人 【脱退者数】令和2年度：318,523人、令和3年度：334,042人、令和4年度：357,159人、令和5年度：360,560人、令和6年度：366,038人 【期末被共済者数】令和2年度：3,536,953人、令和3年度：3,581,005人、令和4年度：3,586,864人、令和5年度：3,587,181人、令和6年度：3,575,790人 ○ 勤労者財産形成促進制度の利用件数は、低金利下の状況等を背景に減少傾向にある。 令和2年度：7,107,106件、令和3年度：6,751,767件、令和4年度：6,416,704件、令和5年度：6,043,125件、令和6年度：5,671,415件 ○ 財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。 平成11年：61.8%、平成16年：54.5%、平成21年：46.4%、平成26年：41.4%、平成31年：38.1%、令和6年：28.9%(厚生労働省「就労条件総合調査」)						
施策実現のための課題	1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとはいえない状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。					
	2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るため勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。			中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立させることを趣旨として設けられた制度であり、本制度の普及促進は中小企業における退職金制度の確立に資するものであると考えられるため。		
	(課題1)						
	目標2	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。			勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものであると考えられるため。		
(課題2)							
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	7,595,569	7,512,788	7,374,813	7,424,329	7,585,889
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	7,595,569	7,512,788	7,374,813	7,424,329	
	執行額(千円、d)		7,595,569	7,512,788	7,298,918	7,170,299	
	執行率(%、d/(a+b+c))		100.0%	100.0%	99.0%	96.6%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	－			－	－		

達成目標1について		独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る										
測定指標	指標1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数（アウトカム）	指標の選定理由	中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5～令和9年度)においては、過年度実績等を踏まえて中期目標期間中に新たに加入する被共済者数目標を165万人以上としている。 令和5年度から令和9年度までの累積の目標値達成に向け、令和5年度から令和9年度までの年度毎目標値は以下のとおりとして施策を推進していく。 令和5年度:360,000人、令和6年度:345,000人、令和7年度:330,000人、令和8年度:315,000人、令和9年度:300,000人									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度	○	○		
		—	331,000人	325,000人	319,000人	360,000人	345,000人	令和5年度から令和9年度までの累積 1,650,000人以上				
			367,510人	378,094人	363,018人	360,877人	354,647人					
	指標2 普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数（アウトプット）	指標の選定理由	中小企業退職金共済制度の目的に鑑み、その普及を図ることが重要であることから、個別事業主に対する加入勧奨件数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、中小企業退職金共済制度の普及を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている)。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告 (参考)令和6年度の加入勧奨件数10,251件、加入企業数583件(加入率5.7%)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過年度実績も踏まえ、(独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5～令和9年度)において、中期目標期間中の普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数目標を17件以上としている。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度 (令和5年度から令和9年度までの間)	○			
		—	15件	15件	15件	17件	17件	17件以上				
			14.1件	15.1件	18.3件	19.5件	18.7件					

達成目標2について		勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る										
測定指標	指標3 勤労者財産形成促進制度の利用件数 (アウトカム)	指標の選定理由	勤労者財産形成促進制度の目的に鑑み、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている)。 (出典)金融機関からの勤労者財産形成貯蓄契約等報告及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等からの財形持家融資実施件数報告の合計									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乗じた数を目標値とする。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	○	△		
		—	7,177,429件	6,884,982件	6,507,350件	6,156,328件	5,766,496件	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る				
			7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件	5,671,415件					
	指標4 勤労者財産形成促進制度の周知回数 (アウトプット)	指標の選定理由	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の周知回数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過年度実績を踏まえ、設定した中期目標における毎年度の周知実施目標回数を目標値とする。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	○			
		—	—	—	—	—	30回	30回以上				
			—	—	—	—	35回					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載)
-----------------	---------------

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1: 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る】 ・ 指標1については、目標を達成した。 ・ 指標2については、目標件数を達成した。
		【達成目標2: 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る】 ・ 指標3については、目標値の9割を超え、目標を概ね達成した。 ・ 指標4については、目標回数を達成した。
		【総括】 ・ 以上より、一部の測定指標が△となったものの、その他の指標については目標を達成していることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【目標達成に向けて進展あり】と判定した。
	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1: 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る】 ・ 指標1については、目標人数を上回っている。各種媒体による周知・広報等を実施することで制度に対する関心が高まったことから、令和6年度実績値は目標値を上回り、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及・促進に向けた施策は、有効に機能していると考えられる。 ・ 指標2については、目標件数を上回っている。普及推進員等による加入勧奨を実施することで、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及・促進に寄与していると考えられる。
		【達成目標2: 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る】 ・ 指標3については、令和6年度実績値が目標値をやや下回り、目標を達成できなかった。勤労者財産形成促進制度が民間金融機関を通じて利用される性質上、その利用実績は金融商品の多様化や金利情勢に左右されること等によるものであると考えられる。 ・ 指標4について、目標数を上回っている。企業規模別にみて制度の導入率の低い中小企業に対して周知を行うことにより、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進に寄与していると考えられる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1: 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る】 ・ 指標1については、予算の範囲内で目標値を上回っていることから、効率的な事業運営が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、予算措置は講じておらず、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、同法人の評価の適切な実施等を通じて、効率的な取組の実施を図ることとしている。
		【達成目標2: 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る】 ・ 指標3については、予算措置は講じていないものの、手続の電子化により、利用者や金融機関等の事務の簡素化・効率化を図ったところであるが、今後も制度の普及・促進のため、効率的な事業運営を行っていく必要がある。 ・ 指標4については、予算措置は講じておらず、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、同法人の評価の適切な実施等を通じて、効率的な取組の実施を図ることとしている。
		(現状分析)
		【達成目標1: 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る】 ・ 指標1については、毎年度目標値を達成しており、制度の周知は進んでいると考えられ、引き続き現行の取組を推進していく必要がある。 ・ 指標2については、令和2年度を除き目標値を達成しており、引き続き、中小企業退職金共済制度の普及・促進に向けて現行の取組を推進していく必要がある。
		【達成目標2: 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る】 ・ 指標3については、利用件数は減少傾向にあるが、本制度の意義・目的に鑑み、引き続き、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を推進していく必要がある。 ・ 指標4については、着実に取組を実施し、目標を達成しているが、引き続き、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進に向けた周知・広報が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1: 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る】 ・ 指標1及び指標2については、これまでの取組の効果を検証し、より効果的な周知及び普及・促進に取り組む。
		【達成目標2: 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る】 ・ 指標3については、勤労者財産形成促進制度の更なる普及・促進のため、制度改善のために必要な情報収集等を実施し、更なる制度の利便性の向上を図る。 ・ 指標4について、資産形成は「貯蓄」と「投資」のそれぞれの特性に留意しつつ、これらを組み合わせて検討していくことが重要であることから、引き続き、勤労者財産形成促進制度の更なる利用者数増加のため、制度の導入率が低くなっている中小企業向けに説明会を実施するなど、より効率的・効果的な方法を模索しつつ、関係機関と協力して周知・広報を行う。

参考・関連資料等	- 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)(下記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/ - 中小企業退職金共済制度(独立行政法人勤労者退職金共済機構) URL: https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/ - 勤労者財産形成促進制度 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105724.html 「就労条件総合調査」(厚生労働省) URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html - 独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標 URL: https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_02.html
----------	--

担当部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	(雇用環境・均等局) 勤労者生活課長 安達 佳弘 (職業安定局) 雇用開発企画課長 立石 祐子	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	-------------------	--------	--	----------	--------